

環境・ストック活用推進事業に関する事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、上記事業に関する事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和3年3月5日～令和3年3月18日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること
- 2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること

<選定した事業者>

- 「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」、「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）」、「既存建築物省エネ化推進事業」を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

提案者：1者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会）

選定：一般社団法人環境共生住宅推進協議会

- サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する事務事業

提案者：1者（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会）

選定：一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

- サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）に関する事務事業

提案者：1者（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会）

選定：一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会